

番号	制度名
環境省	
環境01	P C B汚染物等無害化处理用設備、石綿含有廃棄物等無害化处理用設備に係る特別償却措置の延長
環境02	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置（延長）
環境03	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮
環境04	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）
環境05	放射性物質環境汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物等の処理施設に関する収用代替資産の所得に係る5000万円特別控除等の適用

※環境05については、評価の実施が遅れたため、点検未実施。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	P C B 汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長	府省名	環境省
税 目	所得税、法人税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない ※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし ○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし ○
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし ○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし ※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし ※
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし ○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし ○
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし

【○】：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 【※】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 【◎】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である（i）「石綿含有廃棄物処理量」は、
 - 目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証方法に疑問がある。
 - 既に廃棄物を処理できる施設等による廃棄物処理量等の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 また、もう一つの測定指標である（ii）「P C B 汚染廃棄物等処理量」は、
 - 目標値が設定されておらず、どのような状況において達成目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証方法に疑問がある。
 - 達成時期を要望する租税特別措置等の適用期間を超えて「平成 28 年 7 月まで」と設定しているところ、要望する租税特別措置等の適用期間（平成 26 年 3 月 31 日まで）を超えて設定する理由が示されておらず、その効果の検証方法に疑問がある。
 - 既に廃棄物を処理できる施設等による廃棄物処理量等の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。
 - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、P C B 汚染廃棄物無害化処理用設備については平成 21 年度 0 件、22 年度 0 件、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備については 20 年度 0 件、21 年度 0 件、22 年度 1 件と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る設備数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されていない。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

 - 減収額の実績（14 百万円（平成 22 年度実績））と効果を対比すべきところ、本租税特別措置等の必要性が定性的に説明されるにとどまり、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

 - 達成目標の実現状況について、「平成 22 年度に、4,060 トンが処理された」と説明しているが、課題のある測定指標（(1) 参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

また、「4,060 トン」は、石綿含有廃棄物処理量及び P C B 汚染廃棄物等処理量

の合計量（【点検結果表の別紙】⑩参照）であるため、それぞれについて、個別の処理量を明らかにすべきである。

[将来の見込み]

⑬ 減収額と効果を対比すべきところ、本租税特別措置等の必要性が定性的に説明されるにとどまり、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦ 適用数の将来推計（PCB汚染廃棄物等処理用設備について期間内におおむね10件及び石綿含有廃棄物等無害化処理用設備について期間内におおむね4件）についての算定根拠及び推計の内容が明らかでなく、適用の見込みが不透明である。

⑨ 減収額の将来推計が予測されていないため、減収額の見込みが不透明である。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、「期間内に、おおむね220,000トンの処理が見込まれる」と説明しているが、その算定根拠が明らかでなく、また、課題のある測定指標（(1)参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測が不透明である。

また、「220,000トン」は、石綿含有廃棄物処理量及びPCB汚染廃棄物等処理量の合計量であるため（【点検結果表の別紙】⑪参照）、それぞれについて、個別の処理量を明らかにすべきである。

3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

⑭ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

⑮ 同様の政策目的に係る他の政策手段として、予算措置、地方税及び融資があるとしているが、本租税特別措置等と地方税及び融資との役割分担が説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

4. 廃棄物リサイクル対策の推進

4-4 産業廃棄物対策（発生抑制・リサイクル・適正処理等）

⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

「4,060トン」は石綿含有廃棄物処理量及びPCB汚染廃棄物等処理量の合計である。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

「220,000トン」は石綿含有廃棄物処理量及びPCB汚染廃棄物等処理量の合計である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長（国税5）（法人税：義）
2	要望の内容	(1) 措置の対象 PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の適用期限を延長2年間する。 (2) 措置内容 特別償却措置（初年度8/100）
3	担当部局	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
4	評価実施時期	平成 23 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○PCB汚染物等処理用設備 PCB汚染物等処理用設備は、平成 13 年度に拡充され、平成 15 年度・平成 17 年度・平成 18 年度、平成 20 年度税制改正において、2年間の延長が認められ、平成 22 年度税制改正要望においては、対象を環境大臣による無害化認定を受けて設置された施設に限定し、1年間の延長が認められた。平成 23 年度税制改正要望では、特別償却率を 14%から8%に下げた上で、1年間の延長が認められた。 ○石綿含有廃棄物無害化処理用設備 石綿含有廃棄物無害化処理用設備は、平成 18 年度に拡充され、平成 19 年度税制改正において、産業廃棄物処理用設備のうちばい煙処理装置を石綿含有廃棄物無害化処理用設備とともに使用されるものに対象を限定され、平成 20 年度税制改正において、2年間の延長が認められ、平成 22 年度税制改正要望において、1年間の延長が認められた。平成 23 年度税制改正要望では、特別償却率を 14%から8%に下げた上で、1年間の延長が認められた。
6	適用又は延長期間	2年間（平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備の整備を促進することを通じて、PCB廃棄物、石綿含有廃棄物等の適正な処理の確保し、もって生活環境の保全を図る。 《政策目的の根拠》 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 10 条 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成 13 年政令第 215 号）第 3 条 ・アスベスト問題に係る総合対策（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合とりまとめ） （以下、該当箇所抜粋） 「●アスベスト廃棄物処理施設（溶融施設、破砕施設等）を所得税・法人税の特別償却の対象施設として追加する等の税制上の措置により、アスベスト廃

		棄物の無害化処理を促進する。また、無害化処理の研究・技術開発を支援する。」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	廃棄物・リサイクル対策の推進
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○PCB汚染物等無害化処理用設備 無害化処理施設の設置を進め、PCB廃棄物特別措置法に基づき微量PCB汚染廃電気機器等の処理を政令で定める期間内（平成 28 年 7 月まで）に完了する。 ○石綿含有廃棄物無害化処理用設備 無害化処理施設を早急に設置し、石綿含有廃棄物の無害化を確実に遂行する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・石綿含有廃棄物処理量（単位） ・PCB汚染廃棄物等処理量（単位） 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制優遇措置により、PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備の設置が促進され、そのことにより有害性のある微量PCB汚染廃電気機器等や石綿含有廃棄物等の無害化処理が進み、もって生活環境の保全に資する。
8	有効性等	① 適用数等 ＜過去実績＞ ○PCB汚染物等無害化処理用設備（単位：件） 平成 21 年度 0 平成 22 年度 0 ※本特例措置の適用実績が0件である理由：PCB汚染物等無害化処理用設備については、平成 21 年より無害化認定の対象とされたところであり、認定実績が少なかったこと及び認定を受けた企業が赤字決算であったこと等の理由から本特例措置の対象とならなかったため。 ○石綿含有廃棄物等無害化処理用設備（単位：件） 平成 19 年度 1 平成 20 年度 0 平成 21 年度 0 平成 22 年度 1 ＜今後の見込み＞ ○PCB汚染物等無害化処理用設備（単位：件） 期間内におおむね 10 件が見込まれる。 ○石綿含有廃棄物等無害化処理用設備（単位：件） 期間内におおむね4件が見込まれる。
	② 減収額	14 百万円（平成 22 年度実績） （算定根拠） （特別償却の対象となった資産の取得価格）×（特別償却率）×（法人税率） ＝323（百万円）×0.14（平成 22 年度までは 14%）×0.3 ≒ 14（百万円）

③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成23年8月)</p> <p>○PCB汚染物等無害化処理用設備 微量PCB汚染廃電気機器等については、平成21年11月に無害化認定制度の対象となつたところであり、平成23年8月段階で、無害化処理認定申請件数は5件、認定件数は4件となっている。今後さらに申請件数が増加し、今年度は前回要望時の目標件数を概ね達成するものと見込まれる。</p> <p>○石綿含有廃棄物無害化処理用設備 平成23年8月段階で、2社に対し、環境大臣の無害化処理認定を出しており、目標達成に向けて増加しているところ。無害化処理技術の開発には実証試験用の設備の設計・設置、実証試験の実施、排ガス・無害化処理物の分析等の試験結果の評価、生活環境影響調査や住民調整等の事前準備が必要であり、石綿含有廃棄物の排出量に応じた処理能力を確保するには、今後数年程度の期間が必要である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度、平成24年度～平成25年度)</p> <p><過去実績> 平成22年度に、4,060トンが処理された。</p> <p><今後の見込み>(平成24年度～平成25年度) 期間内に、おおむね220,000トンの処理が見込まれる。</p>
	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成26年度)</p> <p>石綿含有廃棄物等については、建築物の解体等の増加により大量に発生すると考えられることから、円滑かつ安全な処理を確保することが不可欠であるが、その処理方法は事実上、最終処分場に埋め立てる方法に限られているところであり、一刻も早い無害化処理施設の整備が求められている。また、微量PCB汚染廃電気機器等については、法に基づく期限内処理の推進のために、できるだけ早期に処理施設の導入・整備を促進させなければならない。仮に本税制優遇措置が延長されなかった場合、有害性のあるこれら廃棄物の無害化処理が促進されず、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態や最終処分場のひっ迫を招くことが想定される。</p>
	<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成25年度)</p> <p>○PCB汚染物等無害化処理用設備 PCB廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB廃棄物特別措置法」という。))に基づき、定められた期限(平成28年7月)までにPCB廃棄物を処分しなければならないこととされており、早期にかつ確実に処理していく必要がある。</p> <p>このうち、微量PCB汚染廃電気機器等(平成14年7月にその存在が判明した、微量のPCBに汚染された絶縁油を使用した電気機器等が廃棄物となつたもの)については、平成21年11月に制度改正を行い、従来の都道府県知事による許可に加え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。))における無害化処理に係る特例制度を活用して、環境大臣が微量PCB汚染廃電気機器等の処理業者について認定を行うこととし、PCB廃棄物処理基本計画においても位置付けたところである。微量PCB汚染廃電気機器等の期限内処理の達成のためには、できるだけ早期に処理施設の導入・整備を促進させる必要があり、本税制による措置が引き続き必要不可欠である</p> <p>○石綿含有廃棄物等無害化処理用設備</p>

			<p>石綿含有廃棄物の排出量の増加(ストック量約4000万トン、年間排出量100万トン以上)が予想される中で、住民の不安を背景とした石綿含有廃棄物の忌避に加え、今後、大量に排出されることが予想されている石綿含有廃棄物の処理が滞留し(年に数十万トンと予想)、不法投棄や不適正処理が頻発して、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態が懸念される。このため、石綿含有廃棄物について無害化処理という新たな処分ルートを平成18年の廃棄物処理法の改正によって確立し、取扱いについても厳格な処理基準を設けたところ。</p> <p>このため、今後の石綿含有廃棄物等による健康被害を拡大しないための対応の一環として、石綿含有廃棄物の適正処理を徹底しつつ、税制優遇措置により今後増大が見込まれる石綿含有廃棄物の処理に必要な受け皿を確保する必要がある。</p> <p>また、廃石綿等の埋立処分については、廃石綿等を受け入れている最終処分場の周辺住民を中心として、処分業者の取り扱いによっては最終処分場の投入時や転圧時における二重こん包袋の破袋等により石綿が飛散する危険性を危惧する声があることから、平成22年の政令改正により、廃石綿等の埋立処分基準を更に強化したところ。一方で、石綿含有廃棄物等の排出量の増加が見込まれており、埋立処分以外の処分ルートを早急に確保する必要がある。したがって、本税制優遇措置により、一刻も早く無害化処理施設の整備を行うことが必要。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>PCB廃棄物・石綿廃棄物の施設は設置時のコストが高額であり、税制措置による支援が適当。</p> <p>予算措置: ・石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業(11,516千円) ・PCB廃棄物適正処理対策推進事業(97,121千円の内数)</p> <p>地方税: ・固定資産税の課税標準の特例</p> <p>融 資: ・日本政策金融公庫による融資制度(環境・エネルギー対策資金)</p> <p>PCB廃棄物・石綿含有廃棄物の無害化処理技術を認定するなど、これら廃棄物の適正処理を促進するための予算措置については事業者による処理施設の設置を直接に促進するものではない。</p> <p>—</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置(延長)	府省名	環境省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ○
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし ○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし ○
⑧ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし ○
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性			
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし
その他			
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」: 評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(【点検結果表の別紙】参照)により課題が解消したもの。
 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(【点検結果表の別紙】参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある)。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標(測定指標)である「維持管理積立金の積立額」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。
 また、本租税特別措置等が措置されない場合においても、廃棄物最終処分場の維持管理のために積み立てなければならない積立金額(都道府県知事が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5第4項の規定により通知する額)が決まっているため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。
 - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、平成21年度1,155事業者、22年度1,370事業者と把握しているが、本租税特別措置等が適用され得る事業者数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されていない。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)について説明されていない。

[過去の実績]

 - 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 減収額の過去の実績が把握されていないため、減収額の実態が不透明である。
 - 達成目標の実現状況について、「平成21年度は6,551百万円、平成22年度は7,363百万円」と説明しているが、課題のある測定指標((1)参照)を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
 なお、そもそも維持管理積立金額の目標積立金額が示されていないため、一定の効果が見られるとの説明に疑問がある。
 - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
 - 適用数の将来推計が予測されていないため、適用の見込みが不透明である。
 - 達成目標の実現状況の将来予測について、「期間内に、約14,000百万円の積立が見込まれる」と説明しているが、課題のある測定指標((1)参照)を用いて

説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

- 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
- ⑭ 本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
4. 廃棄物リサイクル対策の推進
- 4-4 産業廃棄物対策（発生抑制・リサイクル・適正処理等）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置(延長)(国税4)(法人税:義)
2	要望の内容	(1)特例の内容 廃棄物の最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金(維持管理積立金)制度に基づき積み立てた額について、損金算入できることとする特例措置を2年間延長する。 (2)対象者 青色申告書を提出する法人で、廃棄物最終処分場について、廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたもの
3	担当部局	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度創設 平成12年度、14年度、16年度、18年度、20年度、22年度延長
6	適用又は延長期間	2年間(平成24年4月1日～平成26年3月31日)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進する。 《政策目的の根拠》 廃棄物処理法第8条の5、第15条の2の4
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 廃棄物・リサイクル対策の推進
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを行わせ、適正な維持管理を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 維持管理積立金の積立額 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 廃棄物の最終処分場については、埋立時だけでなく、埋立終了後も環境汚染の危険性がなくなるまで長期的に浸出水の処理等の維持管理を継続して行う必要がある。 このため、廃棄物処理法においては、全最終処分場(遮断型産業廃棄物最終処分場を除く。)を対象に、設置者に埋立終了後に必要となる維持管理費用

			を(独)環境再生保全機構に積み立てることを義務付けることによって、最終処分場の長期的な維持管理を確保する仕組み(維持管理積立金制度)が設けられている。 本制度を円滑に運営するためには、積立ては企業経営にとって大きな負担となるため、準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることが必要である。
8	有効性等	①: 適用数等	平成21年度実績:事業者数1,155、認定件数806、積立額6,551(百万円) 平成22年度実績:事業者数1,370、認定件数1,000、積立額7,363(百万円) 平成23年度実績(見込み):事業者数1,095、認定件数893、積立額7,838(百万円) ※平成20年度から平成22年度までの平均値を元に算出
		②: 減収額	2,350(百万円) (算定根拠) (平成20年度から平成22年度までの積立金の平均額)×(法人税率) =(9,600+6,551+7,363)÷3×0.3 =2,350(百万円)
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度) 特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要となる資金の円滑な積立てが実施されており、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が見られる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度、平成24年度～平成25年度) 特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要となる資金の円滑な積立てが実施されており(平成21年度は6,551百万円、平成22年度は7,363百万円)、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が見られる。 また、期間内に、約14,000百万円の積立てが見込まれる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成25年度) 準備金が適切に積み立てられなかった場合、廃棄物の最終処分場の維持管理が適切に行われず、周囲の生活環境保全上の支障を生じるおそれがある。また、最終処分場の設置者に代わり行政が代執行により生活環境保全上の支障を除去するための措置を講ずる場合に、公費が使用されることとなる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成25年度) 廃棄物処理施設、特に最終処分場は、迷惑施設として近隣住民に受け止められがちであるが、維持管理等の作業の適正な実施が困難となれば、廃棄物処理施設に対する信頼が大きく損なわれ、最終処分場を必要量確保していくことが難しくなり、ひいては、廃棄物の処理体制自体に対する著しい支障となる。 また、維持管理等の作業の適正な実施が困難となり、仮に不適正処理が行われた場合には、最終的には、行政が代執行により生活環境保全上の支障を除去することとなり、行政に追加的な費用が生じることとなる。

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	廃棄物処理法において強制的な資金の積立てが求められていることに対応するものである。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置: 一般廃棄物の最終処分場に係る固定資産税の課税標準の特例措置</p> <p>上記特例措置は、一般廃棄物の最終処分場において、公共の危害防止のために設置された施設又は設備を新設したものに対して課する固定資産税の課税標準に関する措置であり、施設の設置を促進することを目的とするものである。</p> <p>一方、本要望に係る特例措置は、廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要な資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進することを目的とした措置である。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理は市町村の事務であり、その処理の責任についても市町村が負うこととされている。一般廃棄物の最終処分場における不適正処理を未然に防止し、また適正な維持管理を促進し、ひいては一般廃棄物の適正処理を推進するためにも、一般廃棄物の最終処分場に課税される固定資産税の課税標準の特例措置により事業者の経済的負担を軽減することは、市町村の処理責任の全うに資するものである。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮	府省名	環境省
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。

[将来の見込み]

⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦ 適用数の将来推計（約 200 事業者）についての算定根拠が明らかでなく、適用の見込みが不透明である。

⑨ 減収額の将来推計（減収額 0）について、法定耐用年数が短縮することにより減価償却費が増大し、単年度でみた場合、現状（法定耐用年数 17 年）よりも税収減が発生するため、減収額の見込みに疑問がある。

注 1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け(評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明)
- 4. 廃棄物リサイクル対策の推進
 - 4-4 産業廃棄物対策(発生抑制・リサイクル・適正処理等)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮(国税3)(法人税:義)
2	要望の内容	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の改正による法定耐用年数の短縮 ○別表第二 機械及び装置の耐用年数表 現在、「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」のうち、「主として金属製のもの」に分類され、法定耐用年数17年とされている廃棄物処理業用設備について、実態に合わせ、短縮する。
3	担当部局	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度税制改正による減価償却資産の法定耐用年数区分の見直し別表第二 機械及び装置の耐用年数表について、区分の大括り化が図られ、廃棄物処理業用設備については、「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」のうち、「主として金属製のもの」に分類されることとなった。
6	適用又は延長期間	平成24年度以降
7	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○実態との乖離の是正 廃棄物処理業用設備(パワーショベル等)については、その使用用途が廃棄物の処理であることから消耗が著しく、現行の法定耐用年数(17年)を待たずして、早期に更新されているのが現状である。このため、事業者に過度な負担を負わせることのないよう、法定耐用年数を実態に合わせる必要がある。これにより、使用実態に見合った減価償却を行い、中小事業者が多く資本力が脆弱である廃棄物処理業者において、新たな設備投資・事業展開が阻害されないよう措置し、廃棄物の適正処理の促進を図る。 《政策目的の根拠》 —
	② 政策体系における政策目的の位置付け	廃棄物・リサイクル対策の推進
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 廃棄物処理業用設備が現行の法定耐用年数より短い期間で使用を終えている実態を踏まえ、償却資産の費用負担を適正に配分する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の改正により、実態に即した耐用年数が設定されたか。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、廃棄物処理業用設備の使用実態に即した償却資産の費用負担がなされることとなる。
8	有効性等	①: 適用数等	約 200 事業者
		②: 減収額	0
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 〇〇~〇〇) —
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 〇〇~〇〇) —
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 24 年度以降) 法定耐用年数より短い期間で使用を終えている廃棄物処理業用設備について、新たな設備への買替えを阻害するおそれがある。 また、中小事業者が多く資本力が脆弱である廃棄物処理業者にとって、使用実態に見合った減価償却がなされない場合には、新たな設備投資・事業展開が阻害され、廃棄物の適正処理に支障が生ずるおそれがある。 《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 〇〇~〇〇) —	
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	実態と乖離した法定耐用年数を実態に見合ったものとするためには、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)を改正する必要がある。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

環境 04

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	府省名	環境省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③◀税収減を是認するような効果の有無▶欄への補足説明）

【修正前】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

【修正後】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省アンケート調査に基づき、21年度の場合につき試算）。

・研究開発税制による研究開発投資押上げ額は3,078億円と推計される。
大企業及び中小企業：2,565億円（21年度減収額）×1.2倍（研究開発投資押上げ効果（※））＝3,078億円

（※）平成21年度アンケート調査においては、大企業分と中小企業分を合算の上、試算。

・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.6%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③◀税収減を是認するような効果の有無▶欄への補足説明）

【修正前】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。

【修正後】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省アンケート調査に基づき、24年度の場合につき試算）。

・研究開発税制による研究開発投資押上げ額は3,302億円と推計される。
大企業：2,479億円（24年度減収見込額）×1.26倍（研究開発投資押上げ効果）＝3,125億円
中小企業：112億円（24年度減収見込額）×1.59倍（研究開発投資押上げ効果）＝177億円

・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.8%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

・なお、上乗せ措置が恒久化された場合、上乗せ措置を考慮して研究開発投資計画を策定する企業は約3.4倍に増加すると想定されており、上乗せ措置の恒久化により、一層の研究開発投資の押し上げが期待できる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）（国税7）（法人税：義）	
2	要望の内容	増加型・高水準型の恒久化	
3	担当部局	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室	
4	評価実施時期	平成23年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型：昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制：昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度：平成5年度創設 ・総額型：平成15年度創設 ・高水準型：平成20年度創設	
6	適用又は延長期間	・総額型（中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む）：期限なし ・増加型：平成23年度末まで ・高水準型：平成23年度末まで ・経済対策部分：（総額型控除上限20%→30%については平成23年度末まで。繰越期間は最長平成24年度末まで）	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」（新成長戦略：平成22年6月18日閣議決定） ・「我が国の環境保全施策に責任を有する環境省は、各種の主体において開発された技術が、環境保全上最適な組み合わせで社会に実装されるのを促進するべきであり、そのための社会経済システム・その評価の開発やシステムの改良により重点的に取り組むべきである。」（環境研究・環境技術開発の推進戦略について（答申）：平成22年6月22日中央環境審議会）
		② 政策体系における政策目的の位置付け	9. 環境政策の基盤整備 9-3. 環境問題に対する調査・研究・技術開発
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準（第1位）に維持する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。

			また、研究開発投資には環境分野に対する研究開発投資を含むため、研究開発投資の対GDP比率を高めることにより、開発された技術の社会実装による環境問題の解決や持続可能な社会の構築にも資することが可能。																								
8	有効性等	①: 適用数等	<p>・利用実績（うち、税法上の中小企業分） <本租税特別措置全体> 平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度) 平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)</p> <p><増加型・高水準型> 平成20年度 907事業年度(430事業年度) 平成21年度 1,544事業年度(1,019事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。 なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されておらず、また増加型・高水準型の事業年度は平成20年度から表記されている。)</p> <p>・将来推計(うち、税法上の中小企業分) 【算出根拠:別紙①】 <本租税特別措置全体> 平成22年度見込み 8,727事業年度(5,224事業年度) 平成23年度見込み 6,485事業年度(3,099事業年度) 平成24年度見込み 6,660事業年度(3,180事業年度)</p> <p><増加型・高水準型> 【算出根拠:別紙②】 平成22年度見込み 1,442事業年度(877事業年度) 平成23年度見込み 887事業年度(439事業年度) 平成24年度見込み 857事業年度(390事業年度)</p> <p>(出典:平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推計)</p> <p>・利用業種 下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【平成22年度増加型・高水準型 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>利用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学</td> <td>44</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>電気機械</td> <td>19</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>窯業</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機械</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>13</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>52</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より</p>	業種	利用企業数	(うち中小企業)	化学	44	3	電気機械	19	3	窯業	3	0	輸送用機械	7	3	精密機械	6	1	機械	13	3	その他	52	14
業種	利用企業数	(うち中小企業)																									
化学	44	3																									
電気機械	19	3																									
窯業	3	0																									
輸送用機械	7	3																									
精密機械	6	1																									
機械	13	3																									
その他	52	14																									

		②: 減収額	<p>・減収額実績（うち、税法上の中小企業分） <本租税特別措置全体> 平成17年度 5,663億円(307億円) 平成18年度 5,820億円(305億円) 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円)</p> <p><増加型・高水準型> 平成20年度 178億円(14億円) 平成21年度 133億円(6億円)</p> <p>(出典:国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p>・将来推計(うち、税法上の中小企業分) <本租税特別措置全体> 【算出根拠:別紙①】 平成22年度見込み 3,059億円(248億円) 平成23年度見込み 2,915億円(113億円) 平成24年度見込み 2,591億円(112億円)</p> <p><増加型・高水準型> 【算出根拠:別紙②】 平成22年度見込み 221億円(8億円) 平成23年度見込み 151億円(4億円) 平成24年度見込み 126億円(3億円)</p> <p>(出典:平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推計)</p>																																																															
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年) 現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.42%。主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。 なお、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである点に留意。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.20</td> <td>3.17</td> <td>3.32</td> <td>3.41</td> <td>3.44</td> <td>3.42</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.13</td> <td>1.23</td> <td>1.34</td> <td>1.42</td> <td>1.44</td> <td>1.54</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.49</td> <td>2.68</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.37</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.61</td> <td>2.54</td> <td>2.57</td> <td>2.61</td> <td>2.66</td> <td>2.77</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.68</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.79</td> <td>1.77</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.08</td> <td>2.05</td> <td>1.97</td> <td>1.90</td> <td>1.84</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.28</td> <td>1.15</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.17</td> <td>2.15</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> <td>2.04</td> <td>2.02</td> </tr> </tbody> </table>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42	中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54	韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37	アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77	イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77	カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84	ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04	フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年																																																												
日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42																																																												
中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54																																																												
韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37																																																												
アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77																																																												
イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77																																																												
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84																																																												
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04																																																												
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02																																																												

ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

＜今後の達成予測＞

主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。

なお、我が国の環境分野の研究費及び研究費全体に占める割合は毎年度増加しているが、研究費全体の低迷を受け、額自体は減少している。

【我が国の環境分野の研究費】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
研究費(億円)	8,942	9,804	10,771	11,055	10,407
研究費全体に占める割合(%)	5.0	5.3	5.7	5.9	6.0

出典：総務省「平成22年科学技術研究調査」

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成15年～平成20年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位：%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

＜今後の達成予測＞

主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乘せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成22年度～平成31年度)

平成23年度の減収見込み額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。

なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成24年度～平成33年度までの10年間とした。

＜増加型・高水準型＞

平成24年度の減収見込み額における、各租税特別措置の効果

- ・減収額：126億円程度(うち中小企業分3億円)
↓ (マクロモデルによる計算)
- ・GDP押し下げ影響：約654億円(うち中小企業分：20億円)

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成24年度～平成33年度)

経済波及効果の試算 (※23年度の経済産業省実施アンケートに基づく)

＜本租税特別措置全体＞

- ・平成24年度減収額 2591億円(うち中小企業112億円)

↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果

大企業：1.26倍
中小企業：1.59倍

- ・研究開発投資押し上げ額

大企業：3125億円(2480億円×1.26倍)
中小企業：177億円(112億円×1.59倍)

↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)

大企業：1兆2719億円
中小企業：728億円

- ・平成24年度の本租税特別措置全体による減収が、平成24年度～平成33年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：1兆3447億円

9 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

- ・我が国においては、
①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、
②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、
③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。
- ・すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。
- ・研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。
- ・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進す

		<p>ることにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度経済産業省アンケート結果によれば、「上乗せ措置が継続される保証がないが恒久措置となれば計画に考慮」と回答する企業が半数近く(42%)存在し、上乗せ措置の恒久化が研究開発投資促進の大きなインセンティブとなることが期待できる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<ul style="list-style-type: none"> 法人税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年9月

別紙①「本租税特別措置全体における適用数・適用金額の算定根拠」

試算方法

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査(以下、企業アンケート)
 大企業：技術振興課(送付2,068社。回収844社(回収率41%))
 中小企業：中小企業庁(送付2,837社。回収626社(回収率22%))
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」(以下、国税庁調査)

目的とする試算値：平成24年度の本租税特別措置の適用数及び適用金額

試算方法：【本ページ「総額型における推計値」及び次ページ「増加型・高水準型における推計値」を合算し本租税特別措置全体の推計値としている】

「総額型における推計値」

①平成24年度試験研究費の回答がある企業(大企業198社、中小企業278社)において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率(端数あり)を算出

【適用数】(平成21年度国税庁調査：大企業2,236社、中小企業3,392社)

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	3.7%	4.3%		4.0%
中小企業	1.5%	1.6%		1.5%

【適用金額】(平成21年度国税庁調査：大企業2,307億円、中小企業125億円)

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	27.7%	25.4%		26.5% +=
中小企業	1.6%	1.9%		1.7%

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数(推計)】

	アンケート結果	平均カバー率	適用数(推計)
大企業	120社 ÷ 4.0%		= 3,013社
中小企業	43社 ÷ 1.5%		= 2,790社
			5,803社

【適用金額(推計)】

	金額	平均カバー率	適用金額(推計)
大企業	626億円 ÷ 26.5%		= 2,357億円
中小企業	1.89億円 ÷ 1.7%		= 108億円
			2,465億円

【本租税特別措置全体】

総額型	増加型・高水準型(次ページ)	本租税特別措置全体
5,803社	857社	6,660社
2,465億円	126億円	2,591億円

別紙②「増加型・高水準型における適用数・適用金額の算定根拠」

試算方法

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）
 大企業：技術振興課（送付2,068社。回収844社（回収率41%））
 中小企業：中小企業庁（送付2,837社。回収626社（回収率22%））
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の上乗せ措置の適用数及び適用金額

試算方法：①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、
 企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率を算出

【適用数】（平成21年度国税庁調査：大企業525社、中小企業1,019社）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	6.1%	4.2%		<u>5.1%</u>
中小企業	3.0%	1.1%		<u>2.1%</u>

【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業127億円、中小企業6億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	62.3%	35.3%		<u>48.8%</u>
中小企業	1.9%	0.9%		<u>1.4%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】

	アンケート結果	÷	平均カバー率	=	適用数（推計）
大企業	24社	÷	5.1%	=	467社
中小企業	8社	÷	2.1%	=	390社

} **857社**

【適用金額（推計）】

		÷	平均カバー率	=	適用金額（推計）
大企業	60億円	÷	48.8%	=	123億円
中小企業	5百万円	÷	1.4%	=	3億円

} **126億円**